

地方独立行政法人市立大津市民病院契約規程（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第 4 条 理事長又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約責任者」という。）は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 法人が行う競争入札に参加できる者は、別に定めがある場合を除き、それぞれ発注又は契約を締結しようとする年度において大津市の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委託役務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者とする。

3 契約責任者は、大津市建設工事等及び物品供給等指名停止基準に基づく指名停止がなされている者を、当該指名停止等の期間、競争入札に参加させないことができる。

4 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり法人の職員（法人の委任を受けた者を含む。）の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

（入札保証金）

第 7 条 契約責任者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者から現金又は次項に掲げる担保をもって、その者の見積る契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納めさせるものとする。

2 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることがで

きる。この場合において、提供される担保の価値は、その額面金額とする。

- (1) 国債、地方債その他国または地方公共団体の保証のある債権
- (2) 銀行の支払い保証小切手
- (3) 契約責任者が確実と認める有価証券

(入札保証金の還付)

第 8 条 入札保証金は、落札者が納めたものについては契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、落札者の入札保証金は、その者の申出により契約保証金に充当することができる。
- 3 入札保証金には利子をつけない。

(入札保証金の免除)

第 9 条 契約責任者は、契約の締結に当たり競争入札の方法によろうとする場合において、入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。
- (2) 競争入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に法人、他の地方独立行政法人、独立行政法人、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと契約責任者が認めるとき。

(契約保証金の納付)

第 26 条 契約責任者は、法人と契約を締結する者に現金又は担保をもって、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせるものとする。

- 2 第 7 条第 2 項の規定は、契約保証金の納付について準用する。
- 3 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 20 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(契約保証金の免除)

第 27 条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、契

約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 過去 2 年の間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を法人、他の地方独立行政法人、独立行政法人、国(公社及び公庫を含む。)、地方公共団体又はその他公共的団体と 2 回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 契約書を作成しない場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (6) 地方独立行政法人、独立行政法人、国(公社及び公庫を含む。)、地方公共団体その他公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 前各号に準ずる契約として契約責任者が認めるとき。

〈契約保証金の還付〉

第 28 条 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行したときに還付する。

2 利子については第 8 条第 3 項に規定を準用する。

(保証金の帰属)

第 29 条 競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者納付に係る入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、法人に帰属するものとする。

2 契約の相手方に契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者納付に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、法人に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。